

## 保険金などをもらえなくご請求いただくためにご確認ください

ご請求の際には、以下の事例に該当しないかどうか、保険契約をすべてご確認ください。  
該当している場合には、別途、専用の診断書などをご提出いただくことで、

### ほかにも保険金などのお支払いができる可能性があります!!

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合は、それぞれについてご確認ください。
- 団体定期保険などでは、企業・団体等に所属されているご本人だけでなく、そのご家族についてもご加入されている場合がありますので、ご請求もれないようご注意ください。
- 以下のうちいずれかに該当する場合だけでなく、該当の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかにご契約者（企業、団体等）より当社のお手続き担当所管へお問い合わせください。

#### 1 入院給付金をご請求される場合

##### ①不慮の事故によって所定の障害状態になったときにお支払いする特約にご加入されていませんか？

所定の身体障害  
状態の例

片眼が見えなくなった

両耳が聞こえなくなった

手や足を切断した

左半身が完全にまひしてしまった



たとえば以下の特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

団体定期保険傷害特約

団体定期保険災害保障特約

団体定期保険交通災害特約

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

お支払いにはいくつかの条件があります。詳細につきましては、7～13ページ「団体保険の保障内容」をご参照ください。

##### ②所定の高度障害状態になったときにお支払いするご契約にご加入されていませんか？

所定の身体障害  
状態の例

両眼が見えなくなった

下半身が完全にまひしてしまった

両腕を切断した

喉頭全摘出手術を行った

高度障害保険金のお支払いの対象となる可能性があります。

- ・新医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）、団体就業不能保障保険、3大疾病サポート保険（団体型）、医療保障一時金保険には高度障害状態に対する保障はありません。

お支払いにはいくつかの条件があります。詳細につきましては、21ページ「〈補足〉高度障害保険金のお支払いについて」をご参照ください。

## 2 死亡保険金などをご請求される場合

入院したときにお支払いするご契約または特約にご加入されていませんか？

お亡くなりになる前に、 **入院をした**

たとえば以下の契約(特約)にご加入の場合は、お問い合わせください。

新医療保障保険(団体型)

医療保障保険(団体型)

拠出型団体定期保険入院保障特約

団体定期保険災害保障特約

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

医療保障一時金保険

お支払いにはいくつかの条件があります。詳細につきましては、7~13ページ「団体保険の保障内容」をご参照ください。

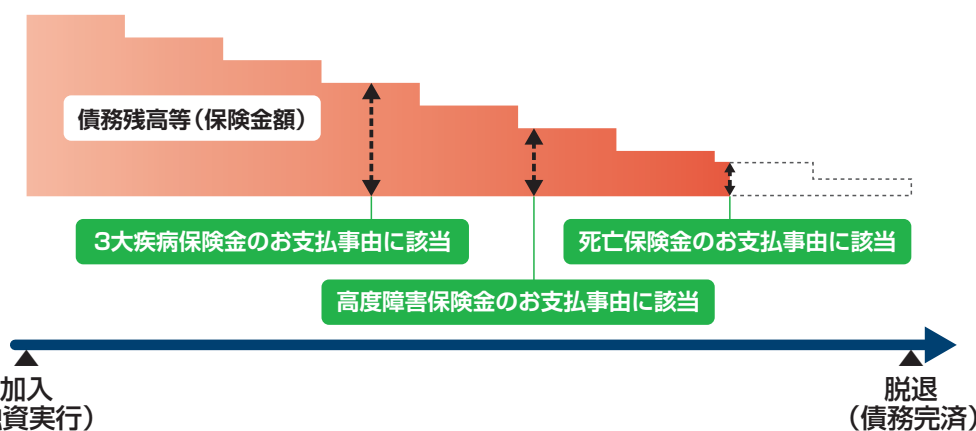
### 【団体信用生命保険の保険金請求の際にご留意いただきたいこと】

団体信用生命保険では、保険金受取人である団体(金融機関等)あてにお支払いする保険金額は団体から請求があった場合の保険金のお支払事由に被保険者が該当された時点の債務残高等に応じて定まります。したがって、お手続きされる保険金の種類(死亡保険金、高度障害保険金、3大疾病保険金)の該当期によって、お支払いする保険金額が異なる場合があります(下図参照)。

「死亡」、「高度障害」、「3大疾病」など複数の支払事由がある契約の場合、既に他の支払事由に該当していないかご確認ください。

例 「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」の場合

(図はイメージです)



上記の例の場合、保険金額(=債務残高等)は「3大疾病保険金額>死亡保険金額」となります。死亡保険金をご請求された場合、3大疾病保険金をご請求される場合に比べてお支払いする保険金額が少なくなります。

「高度障害と死亡」、「3大疾病と高度障害」などについても同様のケースが発生する可能性があります。

## 3 お申しいただいたご契約の他にも…

個人で第一生命にご加入されていませんか？

ご契約内容によってはお支払事由に該当することがありますので、個人保険でご不明な点がある場合等には、以下の第一生命コンタクトセンターへお問い合わせください。

第一生命  
コンタクトセンター  **0120-157-157**

受付時間 月~金曜日 9:00~18:00 土・日曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)